

議 案 第 4 1 号

令 和 5 年 度

山 都 町 簡 易 水 道 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

令和5年度 山都町簡易水道特別会計補正予算

令和5年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,358千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年6月8日 提出

山都町長 梅田 穰

令和5年6月16日 議決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7. 町債		0	26,400	26,400
	1. 町債	0	26,400	26,400
歳 入	合 計	6,958	26,400	33,358

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		6,458	26,400	32,858
	1. 総務管理費	6,458	26,400	32,858
歳 出	合 計	6,958	26,400	33,358

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業債	26,400	証書借入	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	26,400			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 町債	0	26,400	26,400
歳入合計	6,958	26,400	33,358

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	6,458	26,400	32,858		26,400		
歳出合計	6,958	26,400	33,358		26,400		

2 歳 入

(款) 7. 町債 (項) 1. 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 簡易水道事業債	0	26,400	26,400	1. 簡易水道事業債	26,400	簡易水道事業債
計	0	26,400	26,400			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	2,321	26,400	28,721		26,400			12. 委託料	26,400	公営企業会計移行支援委託料
計	6,458	26,400	32,858		26,400					